

12月号

No. 106

発行日 昭和44年12月10日
町
三重県度会課
発行集編総務

広報わたらい

広報板

成人式のご案内

新成人を祝す町主催の成人式を次のとおり行ないます。
今年から招待する新成人を学年度基準（4月1日）に改めました。（ただし今年は初年度ですので昭和24年1月16日から昭和25年4月1日までに生れた人が対象です。）

◆とき 1月15日午前10時

◆ところ 内城田中学校講堂

◆内容 主催者あいさつ 来賓祝辞 記念撮影など
くわしいご案内は、新年早々に往復ハガキで差上げますから必ず出欠をご回報ください。

服装は簡素なもので、気軽にみんなご出席ください
ますようお待ちいたします。

ジフテリア、百日咳、破傷風予防接種

対象者と接種回数

- ①第1期 昭43.4.1～昭44.3.31出生者（3回接種）
 ②第2期 昭42.4.1～昭43.3.31出生者（2回接種）
 ③第3期 来春小学校入学者（1回接種）
 ④第4期 来春中学校入学者（同）

日程

12月中旬から1月下旬にかけて実施いたします。（①②該当者へは別に通知します）母子手帳をお忘れなく。

なお、これまでジフテリア・百日咳の混合ワクチンでしたが、今年から、これに破傷風ワクチンも加えた3種混合ワクチンの予防接種です。

休庁のお知らせ

役場では次の期間中、年末年始の休みにさせていただきます。
12月29日～1月3日

休庁中は当直勤務者がおりますがご用の方はなるべくこの期間前か後にお越し頂いたくようお願いいたします。

なお第一連絡所は、この期間中当直勤務者がおりませんから予めご了承ください。

しめ飾りづくりに忙しい農家（葛原で）



近づくお正月

しめ飾りづくりも急ピッチ

年の瀬もおしまったこのごろ
ここ葛原地区では正月用のしめ飾りづくりが追われています。
この地区のしめ飾りづくりは、農閑期の副業として古くから受け
つがれてきたもので、一時は、ほとんどの農家で家族総出で行なわ
っていましたが、現在では若い人が勤めに出ていることなどから、おとしよりがグループで話題に花を咲かせながらつくっている光景が見られます。

しめ飾りは、秋に若刈りした稻わらを、ていねいによりあげ、白紙を切つたしでやだいだいなどを結いつける「えびじめ」がほとんどで、この月の下旬ごろには、でしきあがつたしめ飾りは、迎春準備に忙しい、伊勢市や、小俣町方面にかなりの高値で引取られて行きます。

年の瀬もおしまったこのごろ
ここ葛原地区では正月用のしめ飾りづくりが追われています。
この地区のしめ飾りづくりは、農閑期の副業として古くから受け
つがれてきたもので、一時は、ほとんどの農家で家族総出で行なわ
っていましたが、現在では若い人が勤めに出ていることなどから、おとしよりがグループで話題に花を咲かせながらつくっている光景が見られます。

| 募集種別 | 男子 | 二等陸海空士 | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | 女子 | 二等陸士 | |
| 年 回 | 18才から 25才未満 | 年 回 | 18才から 25才未満 |
| 給 与 | 二〇、五〇〇円 | 給 与 | 二〇、五〇〇円 |
| 年 三 回 賞 与 支 給 | 年 三 回 賞 与 支 給 | 年 三 回 賞 与 支 給 | 年 三 回 賞 与 支 給 |
| 定期昇 給 | 定期昇 給 | 定期昇 給 | 定期昇 給 |

（つづっておくと便利です）



自衛官を募集

12月のことよみ

歳末たすけあい運動（1
旬）
11日 年末年始交通安全運動（1
旬）
12日 内城田神社交通運動（45年1月10日まで）
13日 人権週間（4日～10日）
14日 国保被保險者証更新（下

年
回

11日 年末年始交通安全運動（1
旬）
12日 内城田神社交通運動（45年1月10日まで）
13日 人権週間（4日～10日）
14日 国保被保險者証更新（下

- 15日 町議会定例会
16日 飲食関係業者検便、
レントゲン
17日 乳幼児検診（母子センター）
18日 乳幼児検診（一之瀬
中学校）
19日 妊産婦検診（母子セ
ンター）
20日 クリスマスイブ
21日 乳幼児検診（中之郷
保育所）、小、中学校冬
休み（1月7日まで）
22日 妊産婦検診（母子セ
ンター）、保育所冬休み
（1月7日まで）
23日 祝日、役場ご用納め
24日 祝日、役場ご用納め
25日 祝日、役場ご用納め
26日 祝日、役場ご用納め
27日 祝日、役場ご用納め
28日 祝日、役場ご用納め
29日 祝日、役場ご用納め
30日 祝日、役場ご用納め
31日 大晦日

12月の納税

町県民税（第三期分）
国保税（第四期分）
12月31日までに必ず納
めましょう。

年賀状は22日までに郵便番号もお忘れなく

衆院議員総選挙

投票日は12月27日です

衆議院は二日解散が行なわれ七日総選挙の公示二十七日の投票日を目指し各地で選挙戦が展開されています。

四十二年一月二十九日の総選挙から二年十一ヶ月ぶり、沖縄返還交渉を含む安保、防衛問題、その他物価、税金、大学問題など、七〇年代の政治の方向を国民に問う重要な選挙といえましょう。

三重県明るく正しい選挙推進協議会では、師走の選挙を明るく正しい選挙をめざす官四人の国民審査も同時に行なわれます。

なお、最高裁判所裁判に対するため、「候補者から金品を要求しない、もらない、候補者は選挙に金品を贈らない」の「三ない運動」を繰りひろげています。

この制度は県民総ぐるみで交通事故を少しでもなくそうという目的から「無免許」、「飲酒運転」のような悪質な交通事故には、適用されません。

この制度は県民総ぐるみで交通事故を少しでもなくそうという目的から「無免許」、「飲酒運転」のようないい運動は、適用されません。死体検案書⑤戸籍謄本(死亡の場合のみ)を一等級該当の場合は生計を一にしている遺族、それ以外は加入者または加入者の委任を受けたも

◆支給制限

◆見舞金の請求手続

12月11日～1月10日



更新の時期です、お早く手続きを

今年1月から始まった1日1円の「県交通災害共済」の加入更新の時期が近づきました。

今年もぜひ県交通災害共済にご加入ください。またご加入になつてない方も、この機会にご加入ください。

て区長さんか町職員にお届けください。

なお、加入されたときお渡した「三重県交通災害共済加入証兼領収書」も添付してください。

◆新規加入の手続

継続加入と同様、「三重県交通災害共済加入申込書」と掛金を町が受付けた日の翌日の午前零時から共済期間が始まります。

加入者には「交通災害共済加入証兼領収書」が交付されます。

◆継続加入の手続

共済期間の満了日が近づいた人には町からはがきでお知らせすることになりますので、はがきが届いたら別に区長さんを通じてお配りする青色チラシ(万円)に備えて県民交通災害共済に加入しよう

◆加入できる人

記入、押印のうえ掛金を添え

①県下に住んでいて市町村住

共 濟 見 舞 金

| 等級 | 災害の程度 | 見舞金額 |
|-----|---------------------|------|
| 1等級 | 死亡 | 50万円 |
| 2々 | 手関節またはショバー関節以上を欠く傷害 | 30万円 |
| 3々 | 6カ月以上の傷害 | 10万円 |
| 4々 | 3カ月々 | 5万円 |
| 5々 | 1カ月々 | 2万円 |
| 6々 | 10日々 | 5千円 |

共済期間中であれば何回交通事故にあってもその都度支給されます

民基本台帳に登録されている人
②外国人登録原票に登録されている人
③県外居住で三重県内の事業所に勤務または学校に通学している人

掛金(加入期間一年の場合)

| 加入対象者 | 掛金額 |
|------------------|------|
| 3才～15才までの幼児小、中学生 | 300円 |
| 生活保護法による被保護者 | 180円 |
| その他の者 | 360円 |

乳幼児検診

毎木曜日に変更

母子健康センター事業としてみなさまにご利用いただいている「乳幼児検診」(毎週金曜日)と「妊娠婦検診」(毎週水曜日)のうち、乳幼児検診の検診日を日赤医師の勤務の都合で毎週木曜日に変更させていただきます。

【乳幼児検診】2時～4時

【妊娠婦検診】2時～4時

【第一木曜日】中川小学校

【第二木曜日】母子センター

【第三木曜日】一之瀬中学

【第四木曜日】中之郷保育所

【第五木曜日】2時～4時

【第六木曜日】母子センター

【第七木曜日】母子センター

【第八木曜日】母子センター

【第九木曜日】母子センター

【第十木曜日】母子センター

そういわばまあ一杯が事故のもと

年末年始の交通安全運動

(1)飲酒運転の追放
これからお酒を飲む機会が多くなりますが、飲酒運転はまさにきちがいに刃物です。
(2)酒を飲んだら運転しない。
(3)飲酒運転の追放
これがお酒を飲む機会が多くなりますが、飲酒運転はまさにきちがいに刃物です。
(4)歩行者の安全確保
歩行者の安全確保は、街を歩く人々も落着きがない。
(5)運転する人には酒を飲まない。
運転する人には酒を飲ませない。

守りたいものです。
(1)歩行者の安全確保
歩行者の安全確保は、街を歩く人々も落着きがない。
(2)運転する人には酒を飲まない。
運転する人には酒を飲ませない。
(3)運転する人には酒を飲まない。
運転する人には酒を飲ませない。
(4)歩行者の安全確保
歩行者の安全確保は、街を歩く人々も落着きがない。
(5)運転する人には酒を飲まない。
運転する人には酒を飲ませない。

年末年始は交通事故がグット増えます。
そこで十二月一日から一月十日まで県下一齊に、「年末年始の交通安全運動」が展開されます。

【重点目標】

(1)飲酒運転の追放

これがお酒を飲む機会が多くなりますが、飲酒運転はまさにきちがいに刃物です。

(2)酒を飲んだら運転しない。

(3)飲酒運転の追放

これがお酒を飲む機会が多くなりますが、飲酒運転はまさにきちがいに刃物です。

(4)歩行者の安全確保

歩行者の安全確保は、街を歩く人々も落着きがない。

(5)運転する人には酒を飲まない。

運転する人には酒を飲ませない。

各地で活発な意見

長から答弁を行なう形式で行なわれました。

町政懇談会は昨年に引続いて二度目で、町政に対するご意見やご希望など、日頃あまり接することのない生の声が続出しました。

まず浜岡町長と関係町議

会議員が町政の現況報告を行ない、そのあと区民の方々から町政に対するご意見を要望、苦情などが述べられました。

これに対し町長ら三役、教

育長、各課長、議会事務局にひざを交じての話し合いとあって気がねのない積極的な発言が続出し、夜の更け討議が続きました。

もの忘れるほどの熱心な討論が続きました。

な印象を与えたことは申訳けないと思います。

行政管理庁を通じて陳情していますが、この問題は他市町村でも同じで、伊勢志摩地区でも広域行政推進協議会で取り上げ関係機関へ働きかけています。

広報紙の紙面を充実してほしい。時に老人は耳が遠く広報紙がたよりだ。

町政を少しでもみなさまに

お知らせするため、月一回の

発行を行なっておりますが、

今後とも紙面の充実をはかりたいと思いますので、みなさ

まのご意見など、どしどしお寄せください。

まご意見など、どしどしお

寄せください。

う更に努力したい。

現行のパン食は国

の方針であり、国庫の補助を

受けている。これを米食に切替えた場合これらは補助にも

関係し、またカロリーの点

や、技術的な面でも問題があ

り、切替えはむづかしいよう

です。

運動会の寄付金集めはどう

か。

各地区でしきたりもあり考

え方も違うのですが是非について

いたは概にいえませんが、なる

べく父兄の負担を軽くるくする

よう今年から若干ですが町予

算に運動会費用を計上しまし

た。

青年団はどうなっているの

か。

青年団は三十七年ごろから

自然消滅の状態になつていま

すが郡内でもほとんどが組織

をもつており、なんとか再結

成をとの声もあり、教育委員会が中心となり社会教育委員会の意見なども聞いて、とりあ

えず町青年層の調査を行な

つており、なんとか再結成の

方向にもつて行きたい。

総まとめ

を終了しました。

そこで懇談会の総まとめとしてみなさんの発言、それに対する町側的回答で主なものを見ました。

消防団員の屋間不在など消防団員は手薄だ、その対策は他産業への就業が著しい折り、消防団員の屋間不在は消防体制上大きな問題です。

この団員の不在をいかに防ぐかについて消防関係者とも検討中ですが、他市町村でも同様の状態にあり、消防団員の協力体制づくりが話し合われています。

消防団員の屋間不在をいかに防火水槽もつくるべきか



サラリーマンの

税負担重くないか

この課題はどのように扱われるかについて、町民税の申告書が難かしいまた課税はどういう方法か。

町民税は所得割と均等割を合せたものを納めていただきますが、所得割は自計主義による申告所得をもとに算出します。

しかし農業所得などの所得計算は面倒なので一定の標準率で計算してもよいことになります。

農耕用テラーラーは排気量から見ても他に比べ低率です。現行法では農耕用テラーラーを免税にするといったことはできません。

農耕用テラーラーを免税にできないものか。

軽自動車税は利用の多少なく所有していれば課税されます。

農耕用テラーラーは排気量から見ても他に比べ低率です。現行法では農耕用テラーラーを免税にするといったことはできません。

町民税の申告書が難かしいまた課税はどういう方法か。

町民税は所得割と均等割を合せたものを納めていただきますが、所得割は自計主義による申告所得をもとに算出します。

しかし農業所得などの所得計算は面倒なので一定の標準率で計算してもよいことになります。

四十五年度分からは一層課税の適正公平を期するため、申告についての説明相談を実施いたしたいと思いますのでご協力ください。

(他市町村では従来から申告の説明相談を実施しています。)

高い。町として減税措置はできなかないか。

所得把握の点などで他との均衡が問題にされますが、必ずしも給与者のみが税負担が重いことはありません。低所得者の税負担感といつたことがあります。現行法では特別の措置はできません。

青年団は三十七年ごろから自然消滅の状態になつていますが郡内でもほとんどが組織をもつており、なんとか再結成をとの声もあり、教育委員会が中心となり社会教育委員会の意見なども聞いて、とりあえず町青年層の調査を行なつており、なんとか再結成の方向にもつて行きたい。

心細い消防体制

消防ポンプはある程度完備されているものの、肝心の水については、ほとんどの部落が自然水に頼っています。

大野木の

消防団員の勤務状態や応対が悪るい、配付文書などにも誤字が目立つ、もっと研修されますが、少しでもそのよう

ます。町職員の勤務状態や応対が悪るい、配付文書などにも誤字が目立つ、もっと研修されたい。

町の将来を診断、指導していただくことは重要なことで、十分研究してみたいと思います。

町内電話の一本化と自動化を促進してほしい

一本化については、早くか

つています。

町の将来を診断、指導して

いたいと思いますので、みなさまが自覚を持って勤務しているはずですが、少しでもそのよう

求めには自治体経営コンサルタントを町将来のビジョンづくりを行なっておられます。

町将来のビジョンづくりを行なっておられます。

町政を少しでもみなさまに

お知らせするため、月一回の

発行を行なっておりますが、

今後とも紙面の充実をはかりたいと思いますので、みなさまのご意見など、どしどしお寄せください。

まご意見など、どしどしお寄せください。

町政懇談会

町民のみなさまとの対話をはかり今後の町政に反映させようという「巡回町政懇談会」が今年も7月中旬全部落

基盤の整備、経営近代化施設の整備、環境の整備などの事業を行なうもので、本町では本年度に地域指定（中川、小川郷、一之瀬地区）を受け、四十五年度から四十九年にわたり三千万円近い事業を行ないます。

稻作転換補助とは

四十四年で

米の生産過剰を調整するた

め稻作の転換を奨励するもの

で本町の場合、旧村単位で四

万円以上に対し二割補助

あります。

山村振興事業とは

山村振興事業（七割補助）

か非補助融資事業（年三分五厘で二十五年以内償還）それ

に町単独事業補助（事業費五

万円以上に対し二割補助）が

あります。

山村振興事業とは

山村振興事業（七割補助）

か非補助融資事業（年三分五

厘で二十五年以内償還）それ

に町単独事業補助（事業費五

万円以上に対し二割補助）が

あります。

山村振興事業とは

山村振興事業（七割補助）

か非補助融資事業（年三分五

厘で二十五年以内償還）それ

に町単独事業補助（事業費五

万円以上に対し二割補助）が

あります。

山村振興事業とは

山村振興事業（七割補助）

か非補助融資事業（年三分五

厘で二十五年以内償還）それ

に町単独事業補助（事業費五

万円以上に対し二割補助）が

あります。

山村振興事業とは

山村振興事業（七割補助）

農協についても話し合が行なわれていますが、いろいろの事情から話しは具体化しておりません。町では農協合併促進法の効力が切れた後も町独自で合併促進をはかる補助制度を設けています。

農業共済事業の見通しと、同事業への加入は強制的か。

農業災害補償法に基づく事業である限り今後も改善が加えられ運営されます。

農業災害補償法に基づく事業である限り今後も改善が加えられ運営されます。

農業災害補償法に基づく事業である限り今後も改善が加えられ運営されます。

農業災害補償法に基づく事業である限り今後も改善が加えられ運営されます。

農業災害補償法に基づく事業である限り今後も改善が加えられ運営されます。

県道改良 45年度は2億円を要望

県道改良の見通し

みさんのご協力で着々改良工事が進んでおりま

す。

現在のところ

き澗原—伊勢線

動脈ともいうべ

と伊勢—南島線

に絞って県に要望してお

り、今

県道改良の見通し

要望中です。

来年度は二億円の事業費を

要望中です。

県道舗装工事は

今年度で澗原—伊勢線では

田口、長原、鮎川、葛原内地

約二、五〇〇kg、伊勢—南島

線は南中村から市場まで二、

三〇〇kg、度会—玉城線の川

口一下久具地内三九〇kgの計

画で事業費六千四百万円。

来年度以降は、現在改良中

の箇所を逐次舗装するよう約

二億五千万円の事業実施を要

望中です。

田口地内井戸ヶ瀬の大台町

と結ぶ宮川架橋の計画はない

百円で、予定される改正法で

は三万一千六百円に引上げら

れ、夫婦支給制限も廃止され

ることになります。

保育所一部微収金の算出基

百円で、予定される改正法で

は三万一千六百円に引上げら

れ、夫婦支給制限も廃止され

ることになります。

保育に要する費用は、国、

県、町、それに保護者が一定

割合で負担します。このうち

保護者が負担する一部微収金

九十名定員にするよう施設の

拡充をはかっています。



学校統合計画はどうか。

年度では澗原—伊勢線で棚橋

平生（用地交渉中）大久保、

鮎川（用地交渉中）、地内約

め、施設の不備などのため統

合について検討してはとの声

もありますが、統合と一口に

いつでも、施設のことや通学

のことなど問題があります。

ことに県道改良工事もこれ

からといった現状では、まず

道路網を整備することが先決

こと、そのあと、みなさんのご意見を中心検討して行きた

いと思います。

で、そのあと、みなさんのご意見を中心検討して行きた

いと思います。

意見を中心検討して行きた

いと思います。

